

秋田市公報

あきだ

第1129号

平成31年2月10日
毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

教 委 規 則

○秋田市学校運営協議会規則（第1号）	1
 告 示	
○指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第1号）	3
○指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第2号）	3
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第3号）	3
○平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第4号）	4
○平成30年度分介護保険料督促状の公示送達について（第5号）	4
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第6号）	4
○身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第7号）	4
○秋田市雄和観光交流館等の指定管理者の指定について（第8号）	4
○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定について（第9号）	4
○平成30年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第10号）	5
○平成30年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第11号）	5
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第12号）	5
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第13号）	5
○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の廃止について（第14号）	6
○指定居宅介護支援事業者の指定について（第15号）	6
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第16号）	6
○地縁による団体の認可について（第17号）	6
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第18号）	7
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第19号）	7

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第1号）	7
-----------------------	---

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第1号）	7
----------------------	---

上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第1号）	7
○指定排水設備工事事業者の廃止について（第2号）	7
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第3号）	7

公 告

○建築基準法による道路の指定について	8
○建築協定の変更認可申請について	8
○市有地の売払いについて	8
○許可した開発行為に関する工事の完了について	9
○都市計画の案の縦覧について	9
○入札参加希望者の公募について	9
○建築基準法による意見の聴取について	10
○農用地利用集積計画の策定について	11
○財政報告書の公表について	11

上下水道局公告

○受益者負担金の賦課対象区域について	35
--------------------	----

教 委 規 則

秋田市学校運営協議会規則をここに公布する。

平成31年1月24日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤 孝哉

秋田市教委規則第1号

秋田市学校運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第2条 協議会は、学校運営および当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）および校長の権限と責任の下、地域の住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画および連携を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善ならびに児童および生徒の健全

育成に取り組むものとする。

(設置等)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、法第47条の6 第1項の規定に基づき、その所管に属する小学校および中学校（以下「学校」という。）ごとに協議会を置くものとする。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に連携を図る必要がある場合として同項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができるものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校（当該協議会が、その運営および当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長および地域住民等の意向を踏まえるものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対してその旨を通知するものとする。

(委員)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、法第47条の6 第2項第1号から第3号までおよび次項各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

2 法第47条の6 第2項第4号に規定する教育委員会が必要と認める者は、次に掲げる者とする。

(1) 対象学校の校長

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、第1項の規定による委員の任命について、対象学校の校長から法第47条の6 第3項の規定に基づく申出があつたときは、その意見を聽くものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等)

第5条 対象学校の校長は、法第47条の6 第4項の規定に基づき、教育課程の編成および次項各号に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

2 法第47条の6 第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の教育目標に関する事項

(2) 対象学校の経営計画に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の校長が第2条の目的を達成するために必要があると認める事項

3 対象学校の校長は、第1項において承認を得た基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）に従って学校運営を行うものとする。

(学校の運営への参画促進等)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、前項に規定する理解、協力、参画等の促進に資するため、地域住民等に対し、法第47条の6 第5項に規定する協議会の協議の結果その他協議会の活動状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(学校の運営に関する意見聴取)

第7条 協議会は、法第47条の6 第6項の規定に基づき、対象学校の運営に関する事項（職員の任用に関する事項を除く。）について意見を述べる場合（対象学校の校長に対して意見を述べる場合を除く。）は、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聞くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第8条 法第47条の6 第7項の教育委員会規則で定める事項は、

基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

2 協議会は、法第47条の6 第7項の規定に基づき、対象学校の職員の任用に関する事項として前項に規定する事項について意見を述べる場合は、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聞くものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第9条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて助言および指導を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、法第47条の6 第9項の規定に基づき、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(委員の定数)

第10条 委員の定数は、11人（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、22人）以内とする。

(委員の任期)

第11条 委員（対象学校の校長を除く。）の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治行為、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会および対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 委員が前条の規定に違反したとき。

(3) 委員が心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員を解任することが相当であると認められるとき。

2 教育委員会は、前項第2号から第4号までの規定により委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(会長および副会長)

第14条 協議会に、会長および副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長および副会長が選出されていない場合又は緊急を要する場合は、対象学校の校長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

4 会長（第1項ただし書に規定する場合にあっては、対象学校の校長）は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴くことができる。この場合において、会長は、当該出席を求めて意見を聴くことについて、対象学校の校長と協議するものとする。

5 会議は、原則として年2回以上開催する。

6 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

（会議の公開）

第16条 会議は、特別の事情がない限り公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長（前条第1項ただし書に規定する場合にあっては、対象学校の校長）に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（学校の運営状況に関する評価）

第17条 協議会は、対象学校の運営状況について、毎年度1回以上評価を行うものとする。

（協議会の運営状況に関する報告）

第18条 協議会は、毎年度、当該年度の末日までに、協議会の運営状況等を教育委員会に報告するものとする。

（運営に必要な事項）

第19条 協議会は、法令およびこの規則（第21条の規定により教育長が別に定める事項を含む。）の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

（事務局）

第20条 協議会の事務局は、対象学校に置く。

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成31年1月8日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
企業組合 やまびこ ケアセンター	あいごデイサー ビス	秋田市雄 和田草川 字太田40 番地1	平成31年 1月1日	地域密着 型通所介 護
合同会社 ケアステー ション心	居宅介護支援 事業所心音	秋田市広 面字樋ノ 沖35番地	平成31年 1月1日	居宅介護 支援

医療法人 運忠会	なぎさ訪問リ ハビリステー ション	秋田市土 崎港中央 四丁目4 番23号	平成31年 1月1日	訪問リハ ビリテー ション、 介護予防 訪問リハ ビリテー ション
-------------	-------------------------	------------------------------	---------------	---

秋田市告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項、第82条第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11、第85条および第115条の20の規定により告示する。

平成31年1月8日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名稱	事業所の名稱	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
地域福祉 推進企業 組合	ほほえみ介護 ネットワーク ディサービス センター	秋田市雄 和田草川 字太田40 番地1	平成30年 12月31日	地域密着 型通所介 護
地域福祉 推進企業 組合	ほほえみ介護 ネットワーク 居宅介護支援 センター	秋田市雄 和田草川 字太田40 番地1	平成30年 12月31日	居宅介護 支援
企業組合 秋田福祉 サービス	小規模多機能 ホームふきの とう	秋田市濁 川字家ノ 前113番 地	平成30年 12月31日	小規模多 機能型居 宅介護、 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護

秋田市告示第3号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成31年1月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成30年12月4日から同月25日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間	午前10時から午後7時まで
イ 場所	秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間	平成31年1月23日から同年7月23日まで
2 返還を受けるために必要な事項	自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
3 所有権の帰属	この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
4 問合せ先	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766 秋田市東通仲町4番3号 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第4号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年1月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第5号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年1月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度分介護保険料督促状

秋田市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年1月9日

秋田市長 穂 積 志			
1 変更があった認可地縁団体の名称			水沢自治会
2 認可年月日			平成15年4月3日
3 変更があった事項およびその内容			(1) 代表者の氏名及び住所 変更前 伊藤秀一 秋田市雄和平沢字水沢85番地 変更後 伊藤善昭 秋田市雄和平沢字水沢93番地2
4 変更年月日			平成31年1月1日
5 変更の理由			役員改選による

秋田市告示第7号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成31年1月9日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日
	および 診療科名		および 辞退理由
奥寺良弥	秋田大学医学部附属病院 整形外科	肢体不自由	平成30年4月 1日 県外勤務のため

秋田市告示第8号

秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成31年1月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市雄和観光交流館
秋田市雄和里の家
秋田市雄和観光農産物加工所
秋田市雄和ふるさと温泉
秋田市雄和コテージ
秋田市雄和サイクリングターミナル
- 2 指定管理者
秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
株式会社雄和振興公社
代表取締役 奥田正樹
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

秋田市告示第9号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の

規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年1月10日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

1 施設数 2箇所

2 名称、所在地、対象とする異常な現象の種類および想定収容人数について別表のとおりとする。

別表

指定緊急避難場所

NO	名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				想定収容人数
			洪水	及び地滑り、崖崩れ、土石流	地震	津波	
1	ノースアジア大学明桜高等学校グラウンド	秋田市下北手桜字守沢8番地1	○	○	○		16,000人
2	ノースアジア大学グラウンド	秋田市下北手桜字守沢46番地1	○	○	○		8,000人

秋田市告示第10号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年1月11日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市仁井田本町三丁目10番8号
エスパワール205

佐藤彩香

2 送達すべき書類の名称

平成30年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第11号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年1月11日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

おり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
あいごデイサービス	秋田市雄和田草川字太田40番地1	平成31年1月1日
なぎさ訪問リハビリテーション	秋田市土崎港中央四丁目4番23号	平成31年1月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
ほほえみ介護ネットワーク居宅介護支援センター	秋田市雄和田草川字太田40番地1	平成30年12月31日
ほほえみ介護ネットワークデイサービスセンター	秋田市雄和田草川字太田40番地1	平成30年12月31日
小規模多機能ホームふきのとう	秋田市濁川字家ノ前113番地	平成30年12月31日

秋田市告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
もみの木クリニック	秋田市将軍野南一丁目10番28-2号	平成30年12月5日
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢一丁目4番21号	平成30年12月8日
ささはら内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	平成30年11月26日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢一丁目4番21号	平成30年12月7日
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番22号 東北ビル管理システムズ別館2階	平成30年11月25日
千葉歯科医院	秋田市千秋矢留町6番12号	平成30年12月31日

秋田市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年1月15日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の名 称	施術所の所在 地	廢 止 年月日
糸洲 清尚	こころも治療院秋田	秋田市東通仲町5番31号 1F	平成30年12月29日
伊東 正喜	株式会社フーレアス	秋田市広面字土手下45番地12F	平成31年1月9日

秋田市告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成31年1月15日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名 称	事業所の名 称	事業所の所在 地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社ねこの手	ねこの手ケアプランセンター	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎3階	平成31年1月15日	居宅介護支援

秋田市告示第16号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで

ないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年1月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年1月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
将軍野堰越町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 - (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
 - (3) 集会施設の維持管理
 - (4) 会員相互の親睦を図り、町内会振興発展に寄与すること。
 - (5) 生活環境の向上を図ること。
 - (6) 防犯・防災の強化を図ること。
 - (7) 高齢者、婦人活動への支援および児童の健全育成を図ること。
 - (8) 関係団体との連携を図ること。
 - (9) その他会の目的達成に必要なこと。
- 3 区域
本会の区域は、秋田市将軍野堰越1番から16番までの区域とする。ただし、同区域内の秋田市将軍野堰越8番の市営住宅（四ツ谷団地）は除く。
- 4 主たる事務所
本会の事務所は、秋田市将軍野堰越7番10号に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
高橋 勝 實
秋田市将軍野堰越7番6号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20および同法第260条の21の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成31年1月21日

秋田市告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成31年1月22日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

1 担当する医療の種類：整形外科に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更新 年月日
第12号	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	平成31年2月1日

2 担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更新 年月日
第11号	ほどの矯正歯科クリニック	秋田市保戸野千代田町2番58号	平成31年2月1日

3 担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	名 称	所 在 地	更新 年月日
第1号	厚生連あきた訪問看護ステーション	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	平成31年2月1日

秋田市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年1月24日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

萱ヶ沢自治会

2 認可年月日

平成9年2月7日

3 変更があった事項およびその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前

池田 正

秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢168番地3

変更後

京極 進

秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地1

4 変更年月日

平成31年1月13日

5 変更の理由

役員改選による

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

平成31年1月24日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成31年1月22日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

付議案件

秋田市学校運営協議会規則を設定する件

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

平成31年1月17日午後1時30分秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成31年1月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉秋

案件

- 1 農用地利用集積計画（平成30年度第10号）に関する件
- 2 非農地証明申請に関する件（6件）
- 3 平成31年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成31年1月24日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根 男

1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所 在 地
有限会社船木設備	船木 洋子	秋田市添川字湯沢11番地1

2 廃止年月日

平成30年6月19日

秋田市上下水道局告示第2号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成31年1月24日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根 男

1 指定排水設備工事業者の廃止

業者名	代表者	所 在 地
有限会社船木設備	船木 洋子	秋田市添川字湯沢11番地1

2 廃止年月日

平成30年6月19日

秋田市上下水道局告示第3号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示

する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月31日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

1 供用および下水の処理を開始すべき年月日

平成31年2月15日

2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域

別紙（省略）のとおり

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別 分流式

5 終末処理場の位置および名称

別紙（省略）のとおり

6 縦覧場所の住所

秋田市川尻みよし町14番8号

7 縦覧の期間

平成31年1月31日から同年2月14日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

公 告

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成31年1月11日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号

東北ミサワホーム株式会社

代表取締役 下村秀樹

2 道路位置指定箇所

秋田市牛島東五丁目122番3

3 道路幅員

5.00～5.10メートル

4 道路延長

34.90メートル

5 指定年月日および番号

平成31年1月11日 第6号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第1項の規定に基づき、建築協定の変更認可申請があったので、同法第74条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該協定書を関係人の縦覧に供する。

平成31年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市桜ガ丘三丁目6番地8

秋田市桜ガ丘町内会 会長 須磨 武

2 建築協定の名称

秋田市「ハイタウン桜」団地建築協定

3 建築協定の区域

秋田市桜ガ丘一丁目、二丁目、三丁目および下北手梨平字登館41番34地内

4 縦覧期間

平成31年1月16日から同年2月13日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部建築指導課

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成31年1月16日

秋田市長 穂 積 志

1 売払地の表示

	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市新屋北浜町262番2他3筆	原野・雑種地	15,091.50m ²	90,248,000円
2	秋田市河辺和田字岡村5番2他1筆	宅地・雑種地	345.09m ²	2,948,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者

(3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

(1) 場所

秋田市山王一丁目3番25号

秋田市職員研修棟2階 第2研修室

(2) 入札

平成31年2月15日（金）午前10時

（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）

(3) 開札

入札締切後直ちに開札
4 入札心得書および契約条項を示す場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
5 入札保証金 (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。 (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。 (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
6 入札無効に関する事項 (1) 郵便による入札は認めないものとする。 (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
7 売買契約の締結 市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売払地1の落札者は売買仮契約書により仮契約を、売払地2の落札者は売買契約書により契約を締結しなければならない。 上記の仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決に付し、可決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。
8 契約保証金 (1) 売払地1の契約者は本契約として効力を有した後直ちに、売払地2の契約者は契約締切後直ちに、契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。 (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売買代金に充当することができる。
9 売買代金 売払地1の契約者は本契約として効力を有した日から21日以内に、売払地2の契約者は契約締切後14日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
10 売払地の説明日時および場所 (1) 秋田市新屋北浜町262番2他3筆 ア 日時 平成31年2月1日（金）午前9時30分から イ 集合場所 現地 (2) 秋田市河辺和田字岡村5番2他1筆 ア 日時 平成31年2月1日（金）午前11時30分から イ 集合場所 現地

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成30年12月14日付け秋田市指令第7796号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成31年1月16日

秋田市長 穂 積 志
1 開発許可を受けた者の住所および氏名 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号 東北ミサワホーム株式会社 代表取締役 下村秀樹
2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市泉北一丁目16番、17番1、18番2および19番
秋田市公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。
平成31年1月18日
秋田市長 穂 積 志
1 都市計画の種類および名称 秋田都市計画道路 3・4・10号 飯島相染線 秋田都市計画道路 3・4・33号 将軍野相染線
2 位置および区域 秋田市飯島字古道下川端、字砂田、字穀丁大谷地、飯島鼠田二丁目、飯島緑丘町、飯島美砂町、飯島松根西町、飯島松根東町、港北新町、土崎港相染町字沖谷地、字沼端、土崎港北一丁目、土崎港北四丁目、土崎港北五丁目、土崎港北六丁目、土崎港東一丁目、土崎港東三丁目、土崎港東四丁目、将軍野東一丁目、将軍野東二丁目、将軍野向山、外旭川字鳥谷場および外旭川字三後田地内
3 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
4 縦覧期間 平成31年1月18日から同年2月1日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
5 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
秋田市公告 次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。
平成31年1月22日
秋田市長 穂 積 志
1 入札に付する事項 (1) 業務委託名（業務内容については仕様書参照） ア 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託 イ 秋田市太平山自然学習センター廃棄物運搬処理業務委託 (2) 履行場所 秋田市太平山自然学習センター (秋田市仁別字マンタラメ227番地1) (3) 履行期間 ア 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託については、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。 イ 秋田市太平山自然学習センター廃棄物運搬処理業務委託については、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

とする。

(4) 入札参加要件

- ア 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託
 - (ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。
 - (イ) 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (ウ) 市税に滞納がある者ではないこと。
- (エ) 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- (オ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (カ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- イ 秋田市太平山自然学習センター廃棄物運搬処理業務委託
 - (ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。
 - (イ) 秋田市の一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。
 - (ウ) 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (エ) 市税に滞納がある者ではないこと。
 - (オ) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
 - (カ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
 - (キ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時

平成31年2月27日（金）午前10時

(2) 場所

秋田市太平山自然学習センター 会議室
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)

(3) 入札保証金および契約保証金

免除

(4) 契約日

落札が決定した日から平成31年3月5日（火）まで

(5) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上入札に参加すること。
- イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上参加すること。
なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
- ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。
- エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含ま

ない金額を入札書に記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

オ 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

平成31年1月22日（火）から平成31年2月6日（水）までとする。ただし、平成31年1月28日（月）は休館日のため不可とする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 営業経歴書（様式3）

エ 誓約・同意書（様式4）

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、平成31年2月18日（月）までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定によ

り、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第16項の規定に基づき、公告する。

平成31年1月24日

特定行政庁
秋田市長 穂 積 志

1 意見聴取の日時

平成31年2月5日（火）午後7時

2 意見聴取の場所

秋田市仁井田本町四丁目7番2号
秋田市仁井田児童館

3 意見の聴取をしようとする事項

建築基準法第48条第1項ただし書の規定により、第一種低層住居専用地域内において建築してはならない建築物の建築を許可することについて

4 建築計画の概要

(1) 建築物の主要用途

集会場 仁井田地区コミュニティセンター（仮称）

(2) 建築物の位置

秋田市仁井田本町四丁目20番1、22番1および174番2

(3) 構造および規模

鉄骨造 土上1階建て

(4) 敷地面積

2,129.42m²

(5) 延べ面積

788.71m²

5 申請者の住所および氏名

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号
本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年1月31日

秋田市長 穂 積 志

I 平成29年度決算の状況

1 歳入・歳出の決算状況

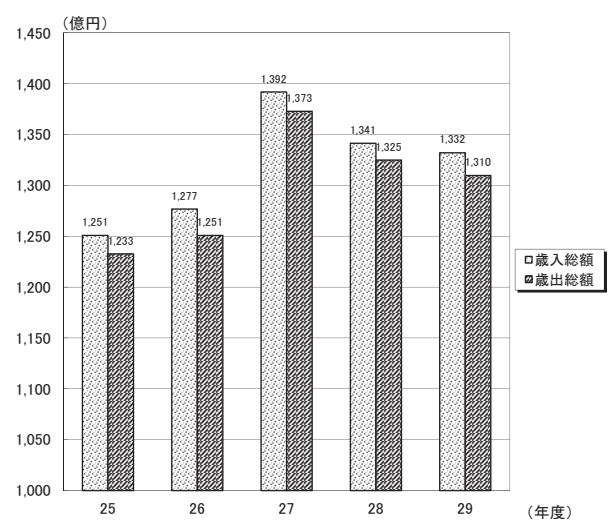
(1) 一般会計

① 決算収支の状況

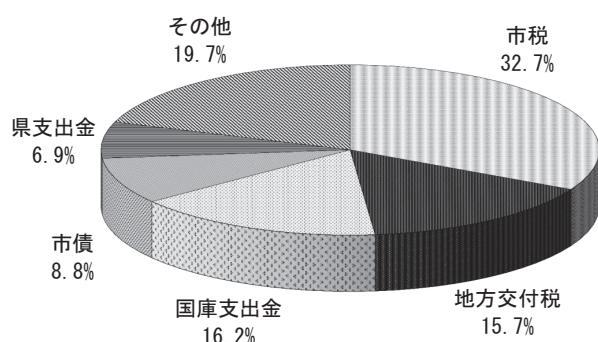
(単位：千円)

区分	平成29年度(A)	平成28年度(B)	比較増減(A)-(B)
歳 入	133,212,199	134,144,411	△ 932,212
歳 出	130,976,976	132,496,078	△ 1,519,102
歳 入 歳 出 差 引	2,235,223	1,648,333	586,890
実 質 収 支	1,505,709	1,452,994	52,715
单 年 度 収 支	52,715	2,342	50,373
実 質 单 年 度 収 支	△ 1,103,712	△ 1,267,639	163,927

② 決算収支の推移



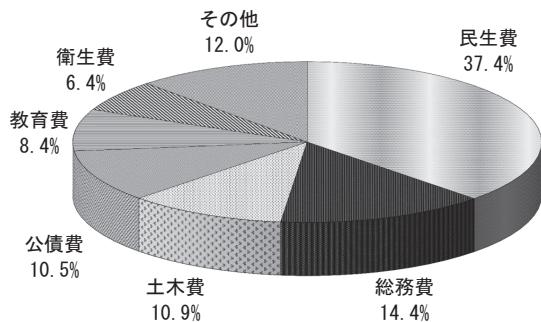
③ 歳入の決算状況



(単位：千円、%)

区分	平成29年度		平成28年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
市 税	43,631,565	32.7	43,391,464	32.3	240,101	0.6
地 方 譲 与 税	965,941	0.7	965,704	0.7	237	0.0
利 子 割 交 付 金	78,390	0.1	59,198	0.0	19,192	32.4
配 当 割 交 付 金	103,865	0.1	73,560	0.1	30,305	41.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97,293	0.1	39,090	0.0	58,203	148.9
地 方 消 費 税 交 付 金	6,247,913	4.7	5,863,924	4.4	383,989	6.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	56,832	0.0	63,639	0.0	△ 6,807	△ 10.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	175,615	0.1	140,195	0.1	35,420	25.3
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	4,615	0.0	5,128	0.0	△ 513	△ 10.0
地 方 特 例 交 付 金	207,745	0.2	188,643	0.1	19,102	10.1
地 方 交 付 税	20,935,444	15.7	21,185,089	15.8	△ 249,645	△ 1.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	67,186	0.0	67,542	0.1	△ 356	△ 0.5
分 担 金 及 び 負 担 金	1,272,765	1.0	1,251,374	0.9	21,391	1.7
使 用 料 及 び 手 数 料	2,361,284	1.8	2,365,605	1.8	△ 4,321	△ 0.2
国 庫 支 出 金	21,522,312	16.2	21,635,962	16.1	△ 113,650	△ 0.5
県 支 出 金	9,179,762	6.9	8,262,176	6.2	917,586	11.1
財 産 収 入	342,034	0.3	770,091	0.6	△ 428,057	△ 55.6
寄 附 金	151,571	0.1	210,528	0.2	△ 58,957	△ 28.0
繰 入 金	4,961,750	3.7	7,314,329	5.5	△ 2,352,579	△ 32.2
繰 越 金	1,648,333	1.2	1,902,271	1.4	△ 253,938	△ 13.3
諸 収 入	7,446,084	5.6	7,099,599	5.3	346,485	4.9
市 債	11,753,900	8.8	11,289,300	8.4	464,600	4.1
合 計	133,212,199	100.0	134,144,411	100.0	△ 932,212	△ 0.7

④ 歳出目的別の決算状況

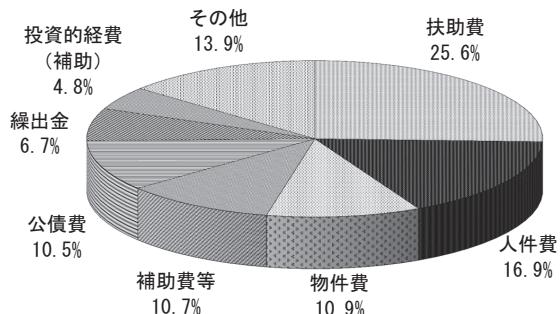


(単位：千円、%)

区分	平成29年度		平成28年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
議 会 費	719,308	0.5	718,424	0.5	884	0.1
総 務 費	18,866,167	14.4	19,349,841	14.6	△ 483,674	△ 2.5
民 生 費	48,952,208	37.4	48,838,295	36.9	113,913	0.2
衛 生 費	8,363,491	6.4	8,367,197	6.3	△ 3,706	0.0
労 働 費	483,035	0.4	418,548	0.3	64,487	15.4
農 林 水 産 業 費	3,165,886	2.4	2,282,038	1.7	883,848	38.7
商 工 費	6,969,620	5.3	6,759,092	5.1	210,528	3.1
土 木 費	14,314,019	10.9	16,947,231	12.8	△ 2,633,212	△ 15.5
消 防 費	3,800,104	2.9	3,870,910	2.9	△ 70,806	△ 1.8
教 育 費	11,008,931	8.4	10,813,778	8.2	195,153	1.8
災 害 復 旧 費	643,373	0.5	258,752	0.2	384,621	148.6
公 債 費	13,690,834	10.5	13,871,972	10.5	△ 181,138	△ 1.3
諸 支 出 金	-	-	-	-	-	-

予 備 費	—	—	—	—	—	—
合 計	130,976,976	100.0	132,496,078	100.0	△ 1,519,102	△ 1.1

(5) 歳出性質別の決算状況



(単位:千円、%)

区分	平成29年度		平成28年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
人 件 費	22,104,070	16.9	21,126,264	15.9	977,806	4.6
物 件 費	14,278,033	10.9	14,087,331	10.6	190,702	1.4
維 持 補 修 費	2,391,417	1.8	3,278,610	2.5	△ 887,193	△ 27.1
扶 助 費	33,581,564	25.6	33,759,676	25.5	△ 178,112	△ 0.5
補 助 費 等	14,022,332	10.7	13,579,457	10.2	442,875	3.3
消 費 的 経 費 計	86,377,416	65.9	85,831,338	64.7	546,078	0.6
補 助 事 業	6,198,514	4.8	5,619,920	4.2	578,594	10.3
单 独 事 業	5,791,583	4.4	6,498,002	4.9	△ 706,419	△ 10.9
県 営 事 業 負 担 金	152,926	0.1	166,057	0.1	△ 13,131	△ 7.9
受 託 事 業 費	—	—	—	—	—	—
災 害 復 旧 事 業	651,392	0.5	258,752	0.2	392,640	151.7
投 資 的 経 費 計	12,794,415	9.8	12,542,731	9.4	251,684	2.0
公 債 費	13,690,834	10.5	13,871,972	10.5	△ 181,138	△ 1.3
積 立 金	2,082,739	1.6	2,505,818	1.9	△ 423,079	△ 16.9
投 資 及 び 出 資 金	1,172,230	0.9	1,167,264	0.9	4,966	0.4
貸 付 金	6,058,039	4.6	6,825,017	5.2	△ 766,978	△ 11.2
繰 出 金	8,801,303	6.7	9,751,938	7.4	△ 950,635	△ 9.7
予 備 費	—	—	—	—	—	—
合 計	130,976,976	100.0	132,496,078	100.0	△ 1,519,102	△ 1.1

(2) 特別会計

(単位:千円)

会 計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差引額 (C)=(A)-(B)	翌年度へ 繰越財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)	前 年 度 実質収支 (F)	单年度 収 支 (E)-(F)
土 地 区 画 整 理 会 計	1,709,277	1,606,844	102,433	—	102,433	92,198	10,235
市 有 林 会 計	146,538	137,758	8,780	—	8,780	11,577	△ 2,797
市 営 墓 地 会 計	103,795	98,593	5,202	—	5,202	4,352	850
中 央 卸 壳 市 場 会 計	67,449	66,423	1,026	—	1,026	1,186	△ 160
公 設 地 方 卸 壳 市 場 会 計	402,680	400,680	2,000	—	2,000	3,458	△ 1,458
大 森 山 動 物 園 会 計	552,512	552,511	1	—	1	1	0
廃 棄 物 発 電 会 計	267,119	267,118	1	—	1	1	0
病 院 事 業 債 管 理 会 計	846,096	846,096	0	—	0	0	0
学 校 給 食 費 会 計	1,269,139	1,268,684	455	—	455	—	455
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	36,779,772	35,335,995	1,443,777	—	1,443,777	1,098,900	344,877
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	172,124	111,682	60,442	—	60,442	122,017	△ 61,575
介 護 保 険 事 業 会 計	30,640,044	30,013,326	626,718	—	626,718	1,058,498	△ 431,780

後期高齢者医療事業会計	3,361,722	3,332,256	29,466	—	29,466	24,034	5,432
合 計	76,318,267	74,037,966	2,280,301	—	2,280,301	2,416,222	△ 135,921

2 住民負担の状況

平成29年度決算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区分	平成29年度(A)	平成28年度(B)		比較増減 (A)-(B)
		一人当たり 負担額	構成比	
市 税	140,559	92.3	138,435	92.3
市 民 税	62,985	41.3	62,789	41.8
個 人	49,101	32.2	48,323	32.2
法 人	13,884	9.1	14,466	9.6
固 定 資 産 税	63,675	41.9	61,657	41.1
固 定 資 産 税	62,988	41.4	60,887	40.6
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	687	0.5	770	0.5
輕 自 動 車 税	2,205	1.4	2,073	1.4
市 た ば こ 税	6,750	4.4	7,088	4.7
鉱 產 税	20	0.0	20	0.0
入 湯 税	104	0.1	96	0.1
事 業 所 税	4,820	3.2	4,712	3.2
分 担 金 及 び 負 担 金	4,100	2.7	3,992	2.7
使 用 料 及 び 手 数 料	7,607	5.0	7,547	5.0
合 計	152,266	100.0	149,974	100.0
				2,292

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。
(平成30年3月31日現在 310,412人、平成29年3月31日現在 313,444人)

3 財産の状況

土地及び建物

(単位：m²)(単位：m²)

区分	土 地			建 物		
	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
行 政 財 産	10,852,022.24	△ 114,791.71	10,737,230.53	1,093,609.25	△ 13,727.31	1,079,881.94
普 通 財 産	32,144,714.38	45,205.17	32,189,919.55	16,426.71	10,573.71	27,000.42
合 計	42,996,736.62	△ 69,586.54	42,927,150.08	1,110,035.96	△ 3,153.60	1,106,882.36

山林

(単位：m²)(単位：m³)

土地の権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
所 有	10,173,701.18	20.70	10,173,721.88	616,038.00	23,636.00	639,674.00
分 収	7,001,850.00	—	7,001,850.00	32,849.00	673.00	33,522.00
合 計	17,175,551.18	20.70	17,175,571.88	648,887.00	24,309.00	673,196.00

物権

(単位：m²)

区 分	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
地 上 権	79,975.28	—	79,975.28

無体財産権

(単位：件)

区 分	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
著 作 権	—	—	—
そ の 他	16	7	23

有価証券

(単位：千円)

区 分	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
株 券	532,350	—	532,350

出資による権利

(単位:千円)

区分	28年度末現在高	29年度中増減高	29年度末現在高
出資証券	8,179,264	—	8,179,264
出捐金証書	1,375,980	△ 7,065	1,368,915

4 地方債現在高の状況

(単位:千円)

会計	27年度末現在高	28年度末現在高	29年度中増減額		29年度末現在高
			市債借入額	元金償還額	
一般会計	140,521,862	139,141,208	11,753,900	12,670,809	138,224,299
市有林会計	1,564,141	1,529,933	4,900	48,033	1,486,800
中央卸売市場会計	73,627	41,438	—	1,838	39,600
公設地方卸売市場会計	793,826	689,886	—	69,970	619,916
大森山動物園会計	264,618	218,538	—	46,210	172,328
廃棄物発電会計	8,327	—	—	—	—
病院事業債管理会計	3,516,195	3,028,620	139,700	688,528	2,479,792
介護保険事業会計	200,000	100,000	—	100,000	—
合計	146,942,596	144,749,623	11,898,500	13,625,388	143,022,735

5 公営企業の決算状況

平成29年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			
第1款 水道事業収益	円 7,678,104,000	円 △ 54,821,000	円 —	円 7,623,283,000	円 7,660,087,332	円 36,804,332	
第1項 営業収益	7,013,182,000	△ 39,841,000	—	6,973,341,000	7,008,326,137	34,985,137	(うち、消費税及び地方消費税相当分 511,853,346円)
第2項 営業外収益	664,920,000	△ 14,980,000	—	649,940,000	651,761,195	1,821,195	(" 1,958,370円)
第3項 特別利益	2,000	—	—	2,000	—	△ 2,000	

支出

区分	予算額							決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	合計				
第1款 水道事業費用	円 6,752,134,000	円 △ 239,734,000	円 —	円 —	円 400,000	円 6,512,400,000	円 —	円 6,512,400,000	円 6,208,574,397	円 33,894,000	円 269,931,603
第1項 営業費用	6,182,156,000	△ 267,443,000	—	—	—	5,914,713,000	—	5,914,713,000	5,625,642,452	33,894,000	255,176,548
第2項 営業外費用	565,078,000	28,709,000	—	—	—	593,787,000	—	593,787,000	582,678,203	—	11,108,797
第3項 特別損失	3,100,000	△ 1,000,000	—	—	—	2,100,000	—	2,100,000	253,742	—	1,846,258
第4項 予備費	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000	—	1,800,000	—	—	1,800,000

(2) 資本的収入及び支出

取入

区分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費遅次繰越額に係る財源充当額	合計			
第1款 資本的収入	円 1,731,261,000	△ 88,508,000	円 1,642,753,000	円 -	円 -	円 1,642,753,000	円 1,599,293,030	△ 43,459,970	
第1項 企業債	1,137,700,000	△ 62,400,000	1,075,300,000	-	-	1,075,300,000	1,010,700,000	△ 64,600,000	翌年度繰越額 64,600,000円
第2項 出資金	144,245,000	2,850,000	147,095,000	-	-	147,095,000	146,769,000	△ 326,000	
第3項 補助金	234,160,000	△ 52,277,000	181,883,000	-	-	181,883,000	162,887,000	△ 18,996,000	翌年度繰越額 18,996,000円
第4項 固定資産売却代金	1,000	134,000	135,000	-	-	135,000	135,000	0	(うち、消費税及び地方消費税相当分 10,000円)
第5項 負担金及び寄附金	215,155,000	23,185,000	238,340,000	-	-	238,340,000	278,802,030	40,462,030	(" 18,148,000円)

支出

区分	予算額						決算額	翌年度繰越額		備考		
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費遅次繰越額		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費遅次繰越額			
第1款 資本的支出	円 4,537,025,000	△ 280,638,000	円 -	円 4,256,387,000	円 51,031,000	円 -	円 4,307,418,000	円 3,919,531,316	円 221,105,000	円 221,105,000	円 166,781,684	
第1項 建設改良費	3,094,019,000	△ 291,920,000	-	2,802,099,000	51,031,000	-	2,853,130,000	2,465,247,444	221,105,000	-	221,105,000	166,777,556 (うち、消費税及び地方消費税相当分 171,725,863円)
第2項 企業債償還金	1,443,006,000	2,861,000	-	1,445,867,000	-	-	1,445,867,000	1,445,862,911	-	-	-	4,089
第3項 国庫補助金返還金	-	8,421,000	-	8,421,000	-	-	8,421,000	8,420,961	-	-	-	39

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,320,238,286円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額153,039,146円、減債積立金668,576,543円及び過年度分損益勘定留保資金1,498,622,597円で補てんした。

平成29年度秋田市水道事業報告書

1 概況

(1) 総括事項

(イ) 給水状況

年度末における給水世帯数は134,724世帯、給水人口は306,172人で、前年度に比較しそれぞれ253世帯の増加、2,790人の減少となっております。また、普及率は前年度と同率の99.4%、年間総配水量は35,657,158m³、一日最大配水量は112,849m³（30年1月29日）、施設能力に対する最大稼働率は57.2%となっております。

年間有収水量は32,866,905m³、有収率は92.2%となり前年度と比較し0.4ポイント減少しております。

(ロ) 工事状況

配水管整備事業は、2,050,683千円の事業費をもって、仁井田および上北手地区ほか総延長25,574.9mの配水管布設、布設替工事および配水幹線整備を実施しております。

また、施設改良事業では377,178千円の事業費をもって、竹ノ花送配水管整備工事、緊急貯水槽整備工事等を施工しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす給水収益が、前年度と比較して0.8%の減となったことなどにより、前年度比1.0%減の7,146,275千円となっております。

支出では、総係費の減などにより、前年度比0.5%減の5,855,047千円となっております。

この結果、1,291,228千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後は、経営の根幹をなす給水収益が人口減少や節水などにより、中長期的に減少傾向となることが確実視される状況の中で、安全な水道水を安定的に供給できるよう老朽化した基幹施設の更新、管路の耐震化などの措置を講じていく必要があるため、厳しい経営環境となることが予測されます。このため、秋田市上下水道事業基本計画に基づき、適切な事業選択や効率的な運営など、事業の健全経営の維持に向け努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第 67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	平成年月日 29. 5. 10	平成年月日 29. 5. 10
第 75号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	29. 6. 8	29. 6. 30
第 76号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	29. 6. 8	29. 6. 30
第113号	平成28年度秋田市水道事業会計決算認定の件	29. 9. 13	29. 10. 6
第145号	平成29年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)の件	29. 11. 30	29. 12. 22
第148号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	29. 12. 13	29. 12. 22
第149号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	29. 12. 13	29. 12. 22
第 17号	平成30年度秋田市水道事業会計予算の件	30. 2. 16	30. 3. 19
第 28号	平成29年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)の件	30. 2. 16	30. 3. 6
第 31号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	30. 2. 16	30. 3. 19
第 88号	秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件	30. 3. 6	30. 3. 19

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認 可 年 月 日
平成年月日 29. 9. 29	秋田県知事	平成29年度起債同意申請	平成年月日 同 意 29. 10. 11
30. 3. 9	秋田県知事	平成29年度起債同意申請	同 意 30. 3. 20

(4) 職員に関する事項

管 理 者	事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	計
1人	23人	95人	119人 (うち資本勘定支弁職員17人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

一式

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(イ) 配水管布設 仁井田地区(仁井田新田一丁目線)ほか
5,037.0m(ロ) 竹ノ花送配水管整備工事 38.6m
(ハ) 緊急貯水槽整備工事 1基

(2) 改良工事の概況

(イ) 配水管布設替 上北手地区(上北手百崎内山線)ほか
18,654.7m(ロ) 配水幹線整備 飯島地区(金足線)ほか
1,883.2m
(ハ) 竹ノ花送配水管整備工事 1,121.8m

(ニ) 椿川送配水ポンプ場非常用発電機更新工事ほか

(3) 保存工事の概況

(イ) 配・給水管漏水修理 542件
(ロ) メーター取替数 16,613件
(ハ) 計画漏水防止 864.7km

3 業 務

(1) 業 務 量

給水世帯数 134,724世帯
給水人口 306,172人
年間総配水量 35,657,158m³
一日最大配水量 112,849m³
一日平均配水量 97,691m³
有収水量 32,866,905m³
有収率 92.2%
送配水管総延長 1,970,022m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額 円	収 入 額 円	未 収 額 円	収入比率 %
営業収益	6,496,472,791 (7,008,326,137)	5,886,000,065 (6,350,743,820)	610,472,726 (657,582,317)	90.6 (90.6)
営業外収益	649,802,969 (651,761,195)	627,774,132 (627,986,829)	22,028,837 (23,774,366)	96.6 (96.4)
合 計	7,146,275,760 (7,660,087,332)	6,513,774,197 (6,978,730,649)	632,501,563 (681,356,683)	91.1 (91.1)

注 () 内数值は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項	特 別 損 失	249,681
科 目 決 算 額	(253,742)	
円	合 計	5,855,046,950
営 業 費 用 5,462,745,017	(6,208,574,397)	
(5,625,642,452)		
営 業 外 費 用 392,052,252		
(582,678,203)	注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。	
	(4) その他主要な事項	
	該当事項なし	

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 29. 5. 16	寺内イサノ線(道路) 配水管整備工事	円 22,300,920	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
29. 6. 23	配水ブロック 遠隔監視システム設置工事	54,045,360	三菱マテリアル電子化成株式会社 取締役社長 越村正己
29. 6. 27	川元小川町線ほか 配水管整備工事	46,516,680	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
29. 7. 11	新屋田尻沢中町線ほか 配水管整備工事	45,326,520	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
29. 7. 11	新屋豊町線ほか 配水管整備工事	29,388,960	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
29. 7. 14	寺内蛭根一丁目線 配水管整備工事	118,619,640	総合施設株式会社 代表取締役 鈴木英樹
29. 7. 14	金足線 配水管整備工事その3	95,275,440	株式会社佐藤設備工業 代表取締役 佐藤泰雄
29. 7. 14	上北手百崎内山線 配水管整備工事	139,840,560	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
29. 7. 14	手形山南町線 配水管整備工事	53,030,160	北環興業株式会社 代表取締役社長 本多秀文
29. 7. 20	仁井田新田一丁目線 配水管整備工事	59,584,680	株式会社北勢工業 代表取締役 太田博之
29. 7. 20	土崎環状線 配水管整備工事その10	229,334,760	山岡・清三屋特定建設工事共同企業体 山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
29. 7. 20	雄和椿川山籠線 配水管整備工事	58,079,160	株式会社岡精組 代表取締役 岡部茂
29. 7. 20	上北手百崎諏訪ノ沢線ほか 配水管整備工事	48,098,880	株式会社三和施設 代表取締役 佐藤弘康
29. 7. 25	山王臨海町線 配水管整備工事	20,566,440	株式会社あたご 代表取締役 佐藤義孝
29. 7. 25	将軍野南一丁目線ほか 配水管整備工事	27,047,520	日管設備工業株式会社 代表取締役 工藤明信
29. 7. 28	御野場五丁目線 配水管整備工事	57,068,280	高進設備株式会社 代表取締役 高橋清広
29. 7. 28	広面長沼線 配水管整備工事	66,563,640	株式会社岡部建設工業 代表取締役 岡部秋男
29. 7. 28	竹ノ花送配水管整備工事	80,899,560	伊藤工業株式会社 代表取締役社長 伊藤満
29. 8. 1	外旭川堂ノ前線ほか 配水管整備工事	51,317,280	藤重建設株式会社 代表取締役 佐藤重明
29. 8. 4	椿川送配水ポンプ場 非常用発電機更新工事	42,476,400	菱明三菱電機機器販売株式会社 取締役社長 審田謙一
29. 8. 8	川元開和町線ほか 配水管整備工事	50,582,880	株式会社日東施設工業所 代表取締役 新泉博智

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 29. 8. 10	手形田中線 配水管整備工事	円 54,302,400	山二施設工業株式会社 代表取締役社長 阿部公雄
29. 8. 10	千秋中通明田線 配水管整備工事その3	90,292,320	株式会社あたご 代表取締役 佐藤義孝
29. 8. 29	御野場三丁目線 配水管整備工事	36,064,440	株式会社協設 代表取締役 吉田孝二
29. 8. 29	新屋日吉町線 配水管整備工事	44,544,600	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
29. 8. 29	寺内児桜三丁目線 配水管整備工事	20,142,000	羽後設備株式会社 代表取締役社長 佐藤裕之
29. 8. 29	横森四丁目線ほか 配水管整備工事	25,297,920	株式会社カミオ 代表取締役 谷藤健二
29. 8. 29	外旭川待合線 配水管整備工事	35,372,160	五大設備工業株式会社 代表取締役 脇屋憲一
29. 8. 29	牛島西二丁目線 配水管整備工事	42,973,200	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
29. 8. 29	檜山本町線 配水管整備工事	30,170,880	清三屋施設工業株式会社 代表取締役 高橋洋平
29. 8. 31	緊急貯水槽整備工事	81,441,720	コスモ工機株式会社秋田営業所 所長 佐々木友和
29. 9. 19	浜田送水系流量計更新工事	24,024,600	秋田電機建設株式会社 代表取締役 熊谷榮信
29. 9. 19	俄沢第一水源地 自家用発電機設備更新工事	23,537,520	三光テクノ株式会社 代表取締役 赤坂栄紀
29. 9. 19	豊岩浄水場沈澱池 汚泥搔き機改修工事(北側)	24,239,520	秋田東北商事株式会社 取締役社長 近藤嘉之
29. 10. 17	河辺和田線(国交省) 配水管整備工事	23,120,640	株式会社あたご 代表取締役 佐藤義孝
29. 11. 14	下浜羽川水垂線(国交省・県建設) 配水管移設工事	34,490,880	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
30. 2. 6	金足線 配水管整備工事その4	26,244,000	株式会社佐藤設備工業 代表取締役 佐藤泰雄
30. 2. 6	手形山崎町線ほか 配水管整備工事	26,708,400	日管設備工業株式会社 代表取締役 工藤明信
30. 2. 13	飯島古道下川端線 配水管整備工事	47,093,400	株式会社北勢工業 代表取締役 太田博之
30. 2. 13	雄和椿川山籠線 配水管整備工事その2	34,560,000	伊藤工業株式会社 代表取締役社長 伊藤満
30. 2. 20	手形山北町線 配水管整備工事	23,317,200	有限会社太平工務所 代表取締役 藤井進
30. 2. 20	御野場二丁目線 配水管整備工事	24,447,960	高進設備株式会社 代表取締役 高橋清広
30. 2. 20	新屋表町線 配水管整備工事	24,187,680	株式会社協設 代表取締役 吉田孝二
30. 2. 20	手形中台線 配水管整備工事	36,817,200	株式会社日景工業 代表取締役 日景英之
30. 2. 20	飯島新町三丁目線 配水管整備工事	44,020,800	山二施設工業株式会社 代表取締役社長 阿部公雄
30. 2. 20	新屋松美ガ丘南町線 配水管整備工事	46,893,600	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
30. 2. 20	将軍野南五丁目線ほか 配水管整備工事	44,053,200	株式会社カミオ 代表取締役 谷藤健二
30. 2. 22	下北手松崎線 配水管整備工事	67,208,400	株式会社足利工務店 代表取締役 足利健

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 30. 2. 22	茨島二丁目線 配水管整備工事	円 64,692,000	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
30. 2. 22	寺内児桜二丁目線 配水管整備工事	52,920,000	株式会社日東施設工業所 代表取締役 新泉博智
30. 2. 22	下新城笠岡線 配水管整備工事	76,464,000	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 24,302,611,070円
 (ロ) 一時借入金現在高 0円

該当事項なし

5 附 带 事 項
該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

平成29年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道 事業収益	円 10,920,925,000	円 △ 104,109,000	円 -	円 10,816,816,000	円 10,835,366,692	円 18,550,692	
第1項 営業収益	7,565,836,000	△ 87,814,000	-	7,478,022,000	7,496,964,138	18,942,138	(うち、消費税及び地方消費税相当分 399,433,862円)
第2項 営業外収益	3,355,087,000	△ 74,746,000	-	3,280,341,000	3,279,871,761	△ 469,239	(" 45,396円)
第3項 特別利益	2,000	58,451,000	-	58,453,000	58,530,793	77,793	(" 9,701円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増 減 額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額				
第1款 下水道 事業費用	円 10,023, 170,000	円 △ 263, 131,000	円 -	円 -	円 -	円 9,760, 039,000	円 -	円 9,760, 039,000	円 9,515, 236,397	円 244, 802,603	
第1項 営業費用	8,634, 877,000	△ 231, 776,000	-	-	-	8,403, 101,000	-	8,403, 101,000	8,230, 197,753	-	172, 903,247
第2項 営業外 費用	1,384, 242,000	△ 31, 355,000	-	-	-	1,352, 887,000	-	1,352, 887,000	1,284, 979,501	-	67,907,499
第3項 特別損失	1,501,000	-	-	-	-	1,501,000	-	1,501,000	59,143	-	1,441,857
第4項 予備費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費過 次繰越額に係 る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 6,274,793,000	円 77,184,000	円 6,351,977,000	円 2,378,946,000	円 -	円 8,730,923,000	円 5,829,685,476	△2,901,237,524	
第1項 企 業 債	4,022,900,000	△ 12,100,000	4,010,800,000	1,375,100,000	-	5,385,900,000	3,435,700,000	△1,950,200,000	翌年度繰越額 1,389,700,000円
第2項 出 資 金	923,977,000	-	923,977,000	-	-	923,977,000	923,977,000	0	
第3項 補 助 金	1,197,200,000	159,500,000	1,356,700,000	1,003,846,000	-	2,360,546,000	1,425,278,128	△ 935,267,872	翌年度繰越額 935,237,000円
第4項 負 担 金	130,715,000	△ 70,216,000	60,499,000	-	-	60,499,000	44,730,348	△ 15,768,652	
第5項 固定資産 売却代金	1,000	-	1,000	-	-	1,000	-	△ 1,000	

支 出

区分	予 算 額						決算額	翌年度繰越額		備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費過 次繰越額		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費過 次繰越額	
第1款 資本的支出	10,287,949,000	115,720,000	円 -	10,403,669,000	2,560,385,560	円 -	12,964,054,560	10,245,032,381	1,957,486,000	円 746,000,000
第1項 建 設 改 良 費	4,418,960,000	93,799,000	-	4,512,759,000	2,560,385,560	-	7,073,144,560	4,354,126,161	1,957,486,000	円 746,000,000
第2項 企 業 債 償 返 金	5,868,989,000	21,921,000	-	5,890,910,000	-	-	5,890,910,000	5,890,906,220	-	15,532,399

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,415,346,905円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の收支調整額197,327,993円、減債積立金1,009,911,254円、過年度分損益勘定留保資金929,417,910円及び当年度分損益勘定留保資金2,278,689,748円で補てんした。

平成29年度秋田市下水道事業報告書

1 概 况

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善および公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めています。年度末における処理区域内面積は、5,906haとなり、前年度と比較して28ha増加、処理区域内人口は289,594人で、前年度と比較して2,060人減少しております。この結果、下水道普及率は93.3%となっております。

また、年間総処理水量は、41,635,524m³となり、前年度と比較して1,588,233m³増加しております。このうち、年間有収水量は、28,159,822m³で、前年度と比較して76,339m³減少しております。

(ロ) 工事状況

管渠建設事業は、3,275,171千円の事業費をもって、浸水対策として千秋、手形地区などの雨水管を整備したほか、市内各地域で污水管の面整備などを行なう、総延長6,178.4mの管渠を布設しております。さらに大町地区などにおいて老朽管の改築などを実施しております。

処理場建設事業は、20,783千円の事業費をもって、八橋

下水道終末処理場の本館電気室空調設備改修工事を実施しております。

特定環境保全公共下水道事業は、677,701千円の事業費をもって、太平地区などに污水管7,216.6mを布設しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす下水道使用料が、前年度と比較して0.4%の減となったほか、一般会計からの繰入金の減などにより、前年度比0.3%減の10,435,878千円となっております。

支出では、企業債支払利息の減などにより、前年度比1.5%減の9,313,076千円となっております。

この結果、1,122,802千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も人口減少や節水などにより、下水道使用料の伸びは期待できず厳しい状況が続くものと予測されます。一方、引き続き衛生的で快適な生活空間を提供していくためには、老朽施設の更新や適切な維持管理など多額な投資を行っていく必要があります。このため、秋田市上下水道事業基本計画に基づき、長期的視点に立った計画的な更新を進める

ほか、処理場統合による費用の縮減など、効率的な事業運営に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第 67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	平成年月日 29. 5. 10	平成年月日 29. 5. 10
第 75号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	29. 6. 8	29. 6. 30
第 76号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	29. 6. 8	29. 6. 30
第114号	平成28年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	29. 9. 13	29. 10. 6
第146号	平成29年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	29. 11. 30	29. 12. 22
第148号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	29. 12. 13	29. 12. 22
第149号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	29. 12. 13	29. 12. 22
第 18号	平成30年度秋田市下水道事業会計予算の件	30. 2. 16	30. 3. 19
第 29号	平成29年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	30. 2. 16	30. 3. 6
第 31号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	30. 2. 16	30. 3. 19
第 87号	平成29年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）の件	30. 2. 27	30. 3. 6
第 88号	秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件	30. 3. 6	30. 3. 19

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認 可 年 月 日
平成年月日 29. 9. 29	秋 田 県 知 事	平成29年度起債同意申請	平成年月日 同 意 29. 10. 11
29. 9. 29	秋 田 県 知 事	平成29年度起債同意申請	同 意 29. 10. 11
30. 2. 9	秋 田 県 知 事	平成29年度起債同意申請	同 意 30. 3. 20

(4) 職員に関する事項

事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	計	
		16人	56人
		(うち資本勘定支弁職員27人)	

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

管渠建設事業

(イ) 管渠布設

千秋、手形地区ほか 6,178.4m

特定環境保全公共下水道事業

(ロ) 管渠布設

太平地区ほか

7,216.6m

(2) 改良工事の概況

(イ) 管渠改築等

大町地区ほか

7,006.0m

(ロ) 八橋下水道終末処理場本館電気室空調設備改修工事 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 管渠修繕

207件

3 業 務

(1) 業 務 量

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	計
排 水 戸 数	118,922戸	794戸	119,716戸
処 理 区 域 内 人 口	286,136人	3,458人	289,594人
年 間 総 处 理 水 量	41,317,567m ³	317,957m ³	41,635,524m ³
(うち汚水処理水量)	(31,913,317m ³)	(317,957m ³)	(32,231,274m ³)
一 日 平 均 处 理 水 量	113,199m ³	871m ³	114,070m ³
有 収 水 量	27,899,428m ³	260,394m ³	28,159,822m ³
有 収 率	87.4%	81.9%	87.4%
管 渠 布 設 総 延 長	1,524,734m	62,550m	1,587,284m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額 円	収 入 額 円	未 収 額 円	収入比率 %
営業収益	7,097,530,276 (7,496,964,138)	6,602,117,356 (6,962,007,603)	495,412,920 (534,956,535)	93.0 (92.9)
営業外収益	3,279,826,466 (3,279,871,761)	3,279,567,911 (3,279,594,200)	258,555 (277,561)	99.9 (99.9)
特別利益	58,521,092 (58,530,793)	58,448,964 (58,453,382)	72,128 (77,411)	99.9 (99.9)
合 計	10,435,877,834 (10,835,366,692)	9,940,134,231 (10,300,055,185)	495,743,603 (535,311,507)	95.2 (95.1)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額 円	特 別 損 失 54,769 (59,143)
営業費用	8,037,161,756 (8,230,197,753)	合 計 9,313,075,532 (9,515,236,397)
営業外費用	1,275,859,007 (1,284,979,501)	注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額 円	契 約 者
平成年月日 29. 5. 23	公共下水道築造工事 柳田字柳田地内ほか	30,761,640	株式会社中山組 代表取締役 千葉利則
29. 5. 26	下水道長寿命化工事 千秋北の丸地内ほか	82,216,080	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦 稔
29. 5. 26	下水道長寿命化工事 中通一丁目地内ほか	62,021,160	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
29. 5. 26	下水道長寿命化工事 樋山本町地内ほか	54,685,800	豊興産株式会社 代表取締役 石黒 望
29. 5. 30	公共下水道築造工事 牛島西一丁目地内	27,082,080	株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤 仁
29. 6. 6	公共下水道築造工事 太平黒沢字稻荷地内	32,236,920	エコシビル株式会社 代表取締役 正木孝輝
29. 6. 6	公共下水道築造工事 太平黒沢字野崎地内ほか	26,525,880	中田建設株式会社 代表取締役社長 見上重新
29. 6. 13	公共下水道築造工事 太平八田字和岱地内ほか	41,346,720	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦 稔
29. 6. 16	公共下水道築造工事 太平山谷字下皿見内地内ほか	54,576,720	古城建設株式会社 代表取締役 高山 彰
29. 6. 27	公共下水道築造工事 太平八田字上八田地内ほか	43,182,720	藤重建設株式会社 代表取締役 佐藤重明
29. 6. 27	公共下水道築造工事 河辺和田字坂本北地内	34,101,000	中央土建株式会社 代表取締役 伊藤久嗣
29. 7. 25	下水道長寿命化工事 新屋元町地内ほか	29,962,440	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤俊介
29. 7. 28	下水道長寿命化工事 大町三丁目地内ほか	64,618,560	株式会社佐原組 代表取締役 伊藤弘行
29. 7. 28	下水道長寿命化工事 中通六丁目地内	55,986,120	株式会社石黒建設工業 代表取締役 石黒 学

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 29. 8. 10	川口汚水中継ポンプ場沈砂池設備更新・耐震補強工事 檜山登町12番43号	円 375,840,000	能登谷・大和・東北機械特定建設工事共同企業体 株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷正人
29. 8. 10	公共下水道築造工事 河辺神内字太田面地内ほか(2)	54,259,200	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島 悅雄
29. 8. 29	公共下水道築造工事 河辺和田字式田地内	26,395,200	アルファグリーン株式会社 代表取締役 酒井 利明
29. 8. 29	公共下水道築造工事 手形字十七流地内ほか	24,890,760	豊興産株式会社 代表取締役 石黒 望
29. 9. 5	公共下水道築造工事 太平山谷字下野地内ほか	37,154,160	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島 悅雄
29. 9. 8	公共下水道新城川左岸 3-1号幹線築造工事 土崎港相染町字沼端地内ほか	2,050,920,000	熊谷・住建・加藤建設工事共同企業体 株式会社熊谷組東北支店 専務執行役員支店長 渋川 智
29. 9. 19	八橋下水道終末処理場污水ポンプ改修工事 八橋本町六丁目12番15号	44,378,280	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷正人
29. 9. 21	金足汚水中継ポンプ場築造工事 下新城長岡字耳取地内	109,080,000	伊藤工業株式会社 代表取締役社長 伊藤 満
29. 10. 10	下水道長寿命化工事 旭北錦町地内ほか	42,876,000	工藤建設株式会社 代表取締役 工藤 堅裕
29. 10. 10	下水道長寿命化工事 土崎港南二丁目地内ほか	35,359,200	株式会社佐原組 代表取締役 伊藤 弘行
29. 10. 12	下水道長寿命化工事 千秋中島町地内ほか	77,955,480	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡 緑三郎
29. 10. 12	下水道長寿命化工事 保戸野原の町地内ほか	69,061,680	豊興産株式会社 代表取締役 石黒 望
29. 10. 12	下水道長寿命化工事 新屋表町地内ほか	65,626,200	株式会社英明工務店 代表取締役 加藤 憲成
29. 10. 17	下水道長寿命化工事 土崎港中央四丁目地内ほか	20,773,800	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦 稔
29. 10. 31	公共下水道築造工事 太平寺庭字寺庭地内	23,323,680	株式会社中山組 代表取締役 千葉 利則
29. 11. 2	下水道長寿命化工事 土崎港中央六丁目地内ほか	72,792,000	株式会社佐原組 代表取締役 伊藤 弘行
29. 11. 14	公共下水道築造工事 太平黒沢字砂子沢地内ほか	40,059,360	株式会社住建トレーディング 代表取締役 工藤 源聖
29. 11. 14	下水道長寿命化工事 中通二丁目地内ほか	30,413,880	株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤 仁
29. 11. 17	下水道長寿命化工事 手形休下町地内ほか	83,916,000	株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤 仁
29. 11. 21	下水道長寿命化工事 大町五丁目地内ほか	46,083,600	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡 緑三郎
29. 11. 21	公共下水道築造工事 太平黒沢字館越地内ほか	30,169,800	株式会社中山組 代表取締役 千葉 利則
29. 11. 22	下水道長寿命化工事 南通みその町地内ほか	69,822,000	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡 緑三郎
29. 11. 22	下水道長寿命化工事 檜山南中町地内ほか	66,194,280	豊興産株式会社 代表取締役 石黒 望
29. 11. 22	下水道長寿命化工事 南通築地地内	62,777,160	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦 稔
29. 11. 28	下水道管渠改良工事 手形山北町地内ほか	23,675,760	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤 俊介

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 29. 12. 5	下水道長寿命化工事 樺山登町地内ほか	円 38,630,520	株式会社石黒建設工業 代表取締役 石黒 学
29. 12. 5	下水道長寿命化工事 南通みその町地内ほか(2)	36,942,480	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤俊介
29. 12. 12	下水道長寿命化工事 土崎港中央四丁目地内ほか(2)	41,893,200	工藤建設株式会社 代表取締役 工藤堅裕
30. 1. 23	公共下水道築造工事 河辺神内字鶴巻地内ほか	39,092,760	株式会社佐原組 代表取締役 伊藤弘行
30. 1. 26	金足汚水中継ポンプ場機械設備工事 下新城長岡字耳取地内	98,820,000	株式会社北勢工業 代表取締役 太田博之
30. 1. 26	下水道長寿命化工事 南通築地地内ほか	64,800,000	豊興産株式会社 代表取締役 石黒望
30. 2. 2	金足汚水中継ポンプ場電気設備工事 下新城長岡字耳取地内	110,160,000	羽後電設・本荘電気特定建設工事共同企業体 羽後電設工業株式会社 代表取締役 七山慎一
30. 2. 6	下水道長寿命化工事 旭北栄町地内	28,944,000	株式会社英明工務店 代表取締役 加藤憲成
30. 2. 13	公共下水道築造工事 太平八田字堂ノ前地内ほか	37,119,600	中田建設株式会社 代表取締役社長 見上重新
30. 2. 13	下水道長寿命化工事 大町五丁目地内ほか	33,717,600	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦稔
30. 2. 13	下水道長寿命化工事 新屋大川町地内ほか	31,752,000	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤俊介
30. 2. 13	下水道長寿命化工事 土崎港中央一丁目地内	28,663,200	株式会社U I コムテック 代表取締役 森田保美
30. 2. 13	下水道長寿命化工事 土崎港中央二丁目地内ほか	27,648,000	株式会社石黒建設工業 代表取締役 石黒学
30. 2. 22	公共下水道築造工事 太平山谷字中山谷地内ほか	52,380,000	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島悦雄
30. 2. 22	公共下水道築造工事 太平八田字和岱地内ほか	42,120,000	古城建設株式会社 代表取締役 高山彰
30. 2. 22	公共下水道築造工事 太平山谷字地主地内ほか	41,013,000	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島悦雄

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 70,526,858,043円
 (ロ) 一時借入金現在高 0円

該当事項なし

5 附 帯 事 項
該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

平成29年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額			合 計	決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額				
第1款 農業集落排水 事 業 収 益	円 752,439,000	円 △ 19,063,000	円 -	円 733,376,000	円 733,871,077	円 495,077	
第1項 営 業 収 益	134,594,000	1,192,000	-	135,786,000	136,506,735	720,735	(うち、消費税及び地方消費税相当分 10,022,862円)
第2項 営業外収益	617,844,000	△ 20,255,000	-	597,589,000	597,364,342	△ 224,658	

第3項 特別利益	1,000	-	-	1,000	-	△ 1,000	
第2款 個別排水処理事業収益	33,591,000	△ 2,339,000	-	31,252,000	31,202,182	△ 49,818	
第1項 営業収益	8,752,000	62,000	-	8,814,000	8,765,727	△ 48,273	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 647,895円)
第2項 営業外収益	24,837,000	△ 2,401,000	-	22,436,000	22,436,455	455	
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△ 2,000	
合 計	786,030,000	△ 21,402,000	-	764,628,000	765,073,259	445,259	

支 出

区分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 農業集落排水事業費用	751,716,000	△ 18,853,000	円 -	円 -	円 -	732,863,000	円 -	732,863,000	円 -	円 21,991,359	
第1項 営業費用	674,679,000	△ 18,505,000	-	-	-	656,174,000	-	656,174,000	634,805,689	-	21,368,311 (うち、消費税及び 地方消費税相当分) 12,144,203円)
第2項 営業外費用	76,487,000	△ 529,000	-	-	-	75,958,000	-	75,958,000	75,885,826	-	72,174
第3項 特別損失	50,000	181,000	-	-	-	231,000	-	231,000	180,126	-	50,874 (うち、消費税及び 地方消費税相当分) 8,242円)
第4項 予備費	500,000	-	-	-	-	500,000	-	500,000	-	-	500,000
第2款 個別排水処理事業費用	34,177,000	△ 2,473,000	-	-	-	31,704,000	-	31,704,000	29,933,319	-	1,770,681
第1項 営業費用	31,685,000	△ 2,181,000	-	-	-	29,504,000	-	29,504,000	27,836,729	-	1,667,271 (うち、消費税及び 地方消費税相当分) 997,664円)
第2項 営業外費用	2,390,000	△ 292,000	-	-	-	2,098,000	-	2,098,000	2,096,590	-	1,410
第3項 特別損失	2,000	-	-	-	-	2,000	-	2,000	-	-	2,000
第4項 予備費	100,000	-	-	-	-	100,000	-	100,000	-	-	100,000
合 計	785,893,000	△ 21,326,000	-	-	-	764,567,000	-	764,567,000	740,804,960	-	23,762,040

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に による繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額に係 る財 源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業資本的収入	118,873,000	△ 6,980,000	111,893,000	円 -	円 -	111,893,000	111,893,000	円 0	
第1項 企 業 債	5,000,000	△ 1,400,000	3,600,000	-	-	3,600,000	3,600,000	0	
第2項 出 資 金	95,687,000	△ 4,180,000	91,507,000	-	-	91,507,000	91,507,000	0	

第3項 補助金	6,000,000	△ 1,400,000	4,600,000	-	-	4,600,000	4,600,000	0	
第4項 基本金 繰入金	12,186,000	-	12,186,000	-	-	12,186,000	12,186,000	0	
第2款 個別排水処理 事業資本の収入	25,808,000	△ 7,436,000	18,372,000	-	-	18,372,000	15,274,200	△ 3,097,800	
第1項 企業債	9,900,000	△ 2,100,000	7,800,000	-	-	7,800,000	4,900,000	△ 2,900,000	
第2項 出資金	11,945,000	△ 1,968,000	9,977,000	-	-	9,977,000	9,977,000	0	
第3項 補助金	2,976,000	△ 2,976,000	0	-	-	0	-	0	
第4項 負担金	987,000	△ 392,000	595,000	-	-	595,000	397,200	△ 197,800	
合計	144,681,000	△ 14, 416,000	130,265,000	-	-	130,265,000	127,167,200	△ 3,097,800	

支出

区分	予算額							決算額	翌年度繰越額		備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 過次 繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 過次 繰越額	
第1款 農業集落排水 事業資本の支出	329,円 271,000	△ 6,円 773,000	円 -	322,円 498,000	円 -	円 -	322,円 498,000	320,円 722,371	円 -	円 -	円 1,775,629
第1項 建設改良費	33,円 118,000	△ 6,円 980,000	-	26,円 138,000	-	-	26,円 138,000	24,円 363,846	-	-	1,円 774,154
(うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,448,232円)											
第2項 企業債償還金	296,円 141,000	170,000	-	296,円 311,000	-	-	296,円 311,000	296,円 309,525	-	-	1,475
第3項 投資	12,000	37,000	-	49,000	-	-	49,000	49,000	-	-	0
第2款 個別排水処理 事業資本の支出	31,円 814,000	△ 7,円 454,000	-	24,円 360,000	-	-	24,円 360,000	20,円 912,684	-	-	3,円 447,316
(うち、消費税及び 地方消費税相当分 399,824円)											
第1項 建設改良費	24,円 828,000	△ 7,円 546,000	-	17,円 282,000	-	-	17,円 282,000	13,円 835,675	-	-	3,円 446,325
(うち、消費税及び 地方消費税相当分 399,824円)											
第2項 企業債償還金	6,986,000	92,000	-	7,078,000	-	-	7,円 078,000	7,円 077,009	-	-	991
合計	361,円 085,000	△ 14,円 227,000	-	346,円 858,000	-	-	346,円 858,000	341,円 635,055	-	-	5,円 222,945

資本的収入額が資本的支出額に不足する額214,467,855円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額1,477,893円、減債積立金32,377,039円及び過年度分損益勘定留保資金180,612,923円で補てんした。

平成29年度秋田市農業集落排水事業報告書

1 概況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の農業集落排水事業、個別排水処理事業は、農業集落における農業用排水の水質保全および農村生活環境の改善、または汚水を集合して処理することが適当でない地域の健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、公共用水域の水質保全のため処理施設などの維持管理に努めています。年度末における処理区域面積は625haであり、前年度と同面積、処理区域内人口は10,045人で、前年度と比較して232人減少しております。この結果、普及率は3.3%となっております。また、年間総処理水量は、1,066,555m³となり、前年度と

比較して33,771m³増加しております。このうち、年間有収水量は、813,216m³で、前年度と比較して17,837m³減少しております。

(ロ) 工事状況

農業集落排水建設改良事業は、24,364千円の事業費をもって、下新城南部地区処理施設の非常用エンジンポンプ改修工事などを実施しております。

個別排水処理施設建設事業は、13,836千円の事業費をもって、河辺岩見地区ほかにおいて4基の浄化槽を設置しております。

(ハ) 財政状況

収入では、長期前受金戻入の減などにより、前年度比10.5%減の754,402千円となっております。

支出では、資産減耗費の減などにより、前年度比9.8%減の731,612千円となっております。
この結果、22,790千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も人口減少や節水などにより、使用料の伸びは期待できず、厳しい経営環境が続くものと予測されます。このため、秋田市上下水道事業基本計画に基づき、水洗化の普及促進による有収水量の確保に努めるとともに、施設の統合や公共下水道への接続など、効率的な事業運営に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第 67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	平成年月日 29. 5. 10	平成年月日 29. 5. 10
第 75号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	29. 6. 8	29. 6. 30
第 76号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	29. 6. 8	29. 6. 30
第115号	平成29年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	29. 9. 13	29. 10. 6
第147号	平成29年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件	29. 11. 30	29. 12. 22
第148号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	29. 12. 13	29. 12. 22
第149号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	29. 12. 13	29. 12. 22
第 19号	平成30年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	30. 2. 16	30. 3. 19
第 30号	平成29年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	30. 2. 16	30. 3. 6
第 31号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	30. 2. 16	30. 3. 19
第 88号	秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件	30. 3. 6	30. 3. 19

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認 可 年 月 日
平成年月日 29. 9. 29	秋田県知事	平成29年度起債同意申請	平成年月日 同意 29. 10. 11

(4) 職員に関する事項

事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	計
		4人 (うち資本勘定支弁職員 2人)
1人	3人	

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項
該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

特定地域生活排水処理施設整備
河辺岩見地区ほか 4基

- (イ) 下新城南部地区処理施設非常用エンジンポンプ改修工事 一式
- (ロ) 豊巣豊巣地区処理施設電磁流量計改修工事 一式
- (3) 保存工事の概況
- (イ) 管渠修繕 9件

(2) 改良工事の概況

3 業 務

(1) 業 務 量

	農業集落排水	個別排水処理	計
排 水 戸 数	2,851戸	226戸	3,077戸
処理区域内人口	9,294人	751人	10,045人
年間総処理水量	1,013,421m ³	53,134m ³	1,066,555m ³
一日平均処理水量	2,776m ³	146m ³	2,922m ³
有 収 水 量	760,082m ³	53,134m ³	813,216m ³
有 収 率	75.0%	100.0%	76.2%
管渠布設総延長	160,930m	—	160,930m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額 円	収 入 額 円	未 収 額 円	収入比率 %
営業収益	134,601,705	117,676,511	16,925,194	87.4
	(145,272,462)	(126,996,091)	(18,276,371)	(87.4)
営業外収益	619,800,834	619,800,834	0	100.0
	(619,800,797)	(619,800,797)	0	(100.0)
合 計	754,402,539	737,477,345	16,925,194	97.8
	(765,073,259)	(746,796,888)	(18,276,371)	(97.6)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額 円
営業費用	649,500,551
	(662,642,418)
営業外費用	81,939,698
	(77,982,416)
特別損失	171,884
	(180,126)
合 計	731,612,133
	(740,804,960)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

該当事項なし

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 3,741,170,982円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要な事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

II 平成30年度上半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
市 税	43,013,008	22,978,681	53.4
地 方 譲 与 税	940,156	275,903	29.3
利 子 割 交 付 金	80,488	32,591	40.5
配 当 割 交 付 金	50,034	17,493	35.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	39,090	—	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	6,426,498	3,589,679	55.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	58,069	16,273	28.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	196,300	68,487	34.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	4,615	—	0.0
地 方 特 例 交 付 金	241,065	240,346	99.7
地 方 交 付 税	20,160,000	13,825,325	68.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	70,500	32,761	46.5
分 担 金 及 び 負 担 金	1,198,441	442,643	36.9
使 用 料 及 び 手 数 料	2,423,839	1,083,917	44.7
国 庫 支 出 金	21,736,749	8,931,302	41.1
県 支 出 金	9,569,424	1,922,850	20.1
財 産 収 入	207,836	184,211	88.6
寄 附 金	200,053	51,110	25.5
繰 入 金	4,408,509	—	0.0
繰 越 金	1,667,953	2,235,223	134.0
諸 収 入	9,038,353	904,961	10.0
市 債	12,655,600	—	0.0
合 計	134,386,580	56,833,756	42.3

※前年度からの繰越分を含む。

歳出

(単位：千円、%)

区分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
議会費	730,424	412,547	56.5
総務費	15,102,692	6,576,973	43.5
民生費	49,132,770	18,573,927	37.8
衛生費	9,579,720	3,758,480	39.2
労働費	562,453	363,937	64.7
農林水産業費	3,098,933	1,475,449	47.6
商工費	8,737,922	7,375,327	84.4
土木費	16,159,358	6,239,378	38.6
消防費	3,851,150	1,554,422	40.4
教育費	11,489,683	4,464,379	38.9
災害復旧費	2,006,933	366,036	18.2
公債費	13,850,509	6,323,530	45.7
諸支出金	1	-	0.0
予備費	84,032	-	0.0
合計	134,386,580	57,484,385	42.8

※前年度からの繰越分・予備費用を含む。

(2) 特別会計

歳入

(単位：千円、%)

区分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
土地区画整理会計	3,030,494	103,165	3.4
市有林会計	175,311	13,942	8.0
市営墓地会計	142,829	62,448	43.7
中央卸売市場会計	69,129	12,079	17.5
公設地方卸売市場会計	438,538	117,868	26.9
大森山動物園会計	566,146	78,705	13.9
廃棄物発電会計	406,087	78,743	19.4
病院事業債管理会計	1,101,259	342,713	31.1
学校給食費会計	1,348,302	362,469	26.9
国民健康保険事業会計	30,316,776	13,773,097	45.4
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	89,523	77,220	86.3
介護保険事業会計	29,511,532	13,165,631	44.6
後期高齢者医療事業会計	3,362,412	1,220,093	36.3
合計	70,558,338	29,408,173	41.7

※前年度からの繰越分を含む。

歳出

(単位：千円、%)

区分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
土地区画整理会計	3,030,494	788,215	26.0
市有林会計	175,311	116,670	66.6
市営墓地会計	142,829	27,755	19.4
中央卸売市場会計	69,129	38,502	55.7
公設地方卸売市場会計	438,538	209,878	47.9
大森山動物園会計	566,146	221,283	39.1
廃棄物発電会計	406,087	7,867	1.9
病院事業債管理会計	1,101,259	342,713	31.1
学校給食費会計	1,348,302	668,218	49.6
国民健康保険事業会計	30,316,776	11,426,428	37.7
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	89,523	69,521	77.7

介護保険事業会計	29,511,532	12,149,186	41.2
後期高齢者医療事業会計	3,362,412	1,130,819	33.6
合計	70,558,338	27,196,555	38.5

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高

平成30年9月30日現在、一時借入金の現在高 0円

3 公営企業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
水道事業収益	7,608,570,000	3,440,262,863	45.2
営業収益	6,940,151,000	3,396,583,540	48.9
営業外収益	668,417,000	43,679,323	6.5
特別利益	2,000	—	0.0

・支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
水道事業費用	6,980,247,000	1,412,437,851	20.2
営業費用	6,421,793,000	1,224,837,810	19.1
営業外費用	540,459,000	187,384,469	34.7
特別損失	16,195,000	215,572	1.3
予備費	1,800,000	—	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

・収入

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	1,805,306,000	400,737,000	22.2
企業債	1,196,000,000	—	0.0
出資金	127,013,000	127,013,000	100.0
補助金	170,746,000	170,746,000	100.0
固定資産売却代金	1,000	—	0.0
負担金及び寄附金	311,546,000	102,978,000	33.1

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資本的支出	4,737,807,000	1,073,304,956	22.7
建設改良費	3,306,192,000	352,015,286	10.6
企業債償還金	1,431,615,000	721,289,670	50.4

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表(平成30年9月30日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
60,123,557,825	有 形 固 定 資 産	
2,271,725,933	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	(流 動 資 産)	
10,933,160,085	現 金 • 預 金	

	未貯金	収蔵品	金	
	前払金		金	
	その他の流動資産	(固定負債)	資産	
	企業当債		債	22,871,000,382
	(流动負債)		金	2,201,790,188
	企業債務		債務	710,321,018
	短期リース債務		債務	4,668
	未預り	払込金	金	20,582,645
	その他の流動負債	(繰延収益)	債	194,008,372
	長期前受金		金	259,374,529
2,258,249,795	長期間前受金		金	17,155,343,510
	収益化累計額		額	
	(資本金)		金	21,443,965,864
	資本(剰余金)		金	
	資本利益(剰余金)		金	7,668,116,647
	(水道事業収益)		金	2,724,662,228
	営業収益		益	3,146,459,509
	営業外収益		益	43,556,825
1,165,184,773	(水道事業費用)			
187,384,469	営業費用			
201,349	営業外費用			
78,439,186,385	特別損失			
	合計			78,439,186,385

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
下水道事業収益	10,922,166,000	6,257,152,662	57.3
営業収益	7,570,370,000	4,930,541,546	65.1
営業外収益	3,351,794,000	1,326,608,878	39.6
特別利益	2,000	2,238	111.9

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
下水道事業費用	10,180,165,000	1,387,207,774	13.6
営業費用	8,806,787,000	852,648,290	9.7
営業外費用	1,332,587,000	534,383,215	40.1
特別損失	38,241,000	176,269	0.5
予備費	2,550,000	—	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	8,983,915,000	3,239,942,112	36.1
企業債	5,510,100,000	—	0.0

出 資 金	888,619,000	888,619,000	100.0
補 助 金	2,510,837,000	2,332,837,668	92.9
負 担 金	74,358,000	18,485,444	24.9
固 定 資 産 売 却 代 金	1,000	—	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資 本 的 支 出	13,611,516,000	3,886,699,132	28.6
建 設 改 良 費	7,994,435,000	1,037,240,473	13.0
企 業 債 債 還 金	5,617,081,000	2,849,458,659	50.7

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 秋田市下水道事業会計試算表(平成30年9月30日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
158,439,668,389	(固 定 資 産)	
9,258,414,277	有 形 固 定 資 産	
	無 形 固 定 資 産	
4,151,315,153	(流 動 資 産)	
3,793,618,203	現 金 • 預 金	
651,461,340	未 収 金	
120,474,008	前 払 金	
	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債 金	64,904,926,223
	引 当 金	1,742,546,889
	(流 動 負 債)	
	企 業 債 金	2,772,473,161
	未 払 金	470,151,537
	そ の 他 流 動 負 債	202,772,567
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	67,405,087,025
7,826,441,554	長 期 前 受 金	
	収 益 化 累 計 額	
	(資 本 金)	
	資 本 金	36,258,944,140
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	4,640,648,806
	利 益 剰 余 金	1,122,802,302
	(下 水 道 事 業 収 益)	
	營 業 収 益	4,729,730,033
	營 業 外 収 益	1,326,599,503
	特 別 利 益	2,074
	(下 水 道 事 業 費 用)	
800,744,181	營 業 費 用	
534,383,215	營 業 外 費 用	
163,940	特 別 損 失	
185,576,684,260	合 計	185,576,684,260

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農業集落排水事業収益	740,356,000	438,006,310	59.2
営業収益	132,143,000	68,303,083	51.7
営業外収益	608,212,000	369,703,227	60.8
特別利益	1,000	—	0.0
個別排水処理事業収益	34,771,000	28,958,048	83.3
営業収益	8,900,000	4,528,048	50.9
営業外収益	25,869,000	24,430,000	94.4
特別利益	2,000	—	0.0

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業費用	739,597,000	102,638,715	13.9
営業費用	670,409,000	70,320,175	10.5
営業外費用	68,638,000	32,318,540	47.1
特別損失	50,000	—	0.0
予備費	500,000	—	0.0
個別排水処理事業費用	35,422,000	4,460,138	12.6
営業費用	33,156,000	3,439,708	10.4
営業外費用	2,164,000	1,020,430	47.2
特別損失	2,000	—	0.0
予備費	100,000	—	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農業集落排水事業資本的収入	161,748,000	120,172,000	74.3
企業債	32,000,000	—	0.0
出資金	88,172,000	88,172,000	100.0
補助金	32,000,000	32,000,000	100.0
基金繰入金	9,576,000	—	0.0
個別排水処理事業資本的収入	25,717,000	11,430,400	44.4
企業債	10,200,000	—	0.0
出資金	11,254,000	11,254,000	100.0
補助金	3,187,000	—	0.0
負担金	1,076,000	176,400	16.4

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業資本的支出	373,931,000	149,392,393	40.0
建設改良費	78,314,000	2,362,385	3.0
企業債償還金	295,612,000	147,030,008	49.7
投資	5,000	—	0.0
個別排水処理事業資本的支出	32,236,000	10,483,788	32.5
建設改良費	24,609,000	6,681,926	27.2
企業債償還金	7,627,000	3,801,862	49.8

(2) 秋田市農業集落排水事業会計試算表(平成30年9月30日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
11,516,872,564	有 形 固 定 資 産	
4,176,000	無 形 固 定 資 産	
23,194,000	投 資 そ の 他 資 産	
	(流 動 資 産)	
786,956,865	現 金 • 預 金	
157,637,639	未 収 金	
10,020,600	前 払 金	
5,080,474	そ の 他 流 動 資 産 (固 定 負 債)	
	企 業 当 債 金	3,437,933,578
	企 業 当 債 金	56,911,785
	企 業 債 金	152,405,534
	企 未 払 金	603,344
	そ の 他 流 動 負 債 (繰 延 収 益)	5,694,065
	長 期 前 受 金	6,419,453,514
1,089,364,907	長 期 前 受 金	
	長 収 益 化 累 計 額	
	(資 本 金)	
	資 本 金	2,915,431,179
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	222,644,354
	利 益 剰 余 金	22,790,406
	(農 業 集 落 排 水 事 業 収 益)	
	營 業 収 益	63,322,333
	營 業 外 収 益	369,703,227
	(農 業 集 落 排 水 事 業 費 用)	
65,670,235	營 業 費 用	
32,318,540	營 業 外 費 用	
	(個 別 排 水 处 理 事 業 収 益)	
	營 業 収 益	4,193,363
	營 業 外 収 益	24,430,000
	(個 別 排 水 处 理 事 業 費 用)	
3,204,428	營 業 費 用	
1,020,430	營 業 外 費 用	
13,695,516,682	合 計	13,695,516,682

るもの)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成31年1月22日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
賦課対象区域

金足小泉字上前（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあ

秋 田 市 公 報

